

八思巴字官印集積

—『隋唐以来官印集存』の管軍上百戸之印—

吉池孝一

一

羅振玉『隋唐以来官印集存』民国五年(1916年)の三十一葉オモテ左に元代パスパ文字官印の背刻部分の拓本と印文の印影が収められている(図参照)。当該書、巻頭の「目録」の記述によると、背刻には「管軍正百戸之印」「中書禮部造大徳三年七月日」とあるという。背刻の拓本によると確かに「管軍正百戸之印」「 \square 書礼部 造/大徳三年七月 日」と読める。印影は縦 6.5cm×横 6.7cm。印文は、左行より縦に読み、行は右に向かって進む。パスパ文字の篆書体で、下のようになり「管軍上百戸之印」となる。この読みは照那斯圖(1977)の印 6 及び照那斯圖・薛磊(2011)の § 417 にある。なお、印 6 の印影は、『隋唐以来官印集存』に収められた印影の実物ではなく模写となっており、文字のバランスも崩れている。あるいは照那斯圖(1977)が扱った『隋唐以来官印集存』の当該部分に欠落などの問題が生じていたのであろうか。§ 417 は、その印 6 を複写したものである。

- 1 行目 : gon【管】 - geun【軍】
- 2 行目 : š(a)ŋ【上】 - b(a)y【百】 - ɣu【戸】
- 3 行目 : ji【之】 - yin【印】¹

二

萬戸、千戸、百戸にかかわる記述は『元史』卷九十一志第四十一上百官七にある。「上萬戸府，管軍七千之上。達魯花赤一員，萬戸一員，俱正三品，虎符；副萬戸一員，從三品，虎符。中萬戸府，管軍五千之上。達魯花赤一員，萬戸一員，俱從三品，虎符；副萬戸一員，正四品，金牌。下萬戸府，管軍三千之上。達魯花赤一員，萬戸一員，俱從三品，虎符；副

¹ 下に示したパスパ文字のローマ字への翻字は吉池(2005)に基づき、吉池孝一(2009)などにより修正したものである。ローマ字の右に付した見溪群疑などの漢字は漢語音韻学の伝統的な字母。【】内の f1, f2, š1, š2 などの区別は漢語に特有な区別。数字 1 を付した方は旧有声音に相当する。『蒙古字韻』以外の資料において、両者が区別されることは希である。そこで、区別が明瞭でない場合は、数字を付さず f、š などと記す。ここに挙げたパスパ文字は碑文及び『蒙古字韻』に拠る典型的な楷書体。印章や貨幣にはパスパ文字の篆書体が用いられる。篆書体は楷書体を角ばらせ筆画を複雑にしたものである。筆画は資料ごとに変化に富んでおり規範的な字形と言えるものはない。照那斯圖(1980)には篆書体の一覧表があり参考となる。

〈子音〉 \square g 見 \square k' 溪 \square k 群 \square ŋ 疑 \square d 端 \square t' 透 \square t 定 \square n 泥 \square l 来 \square b 幫 \square p' 滂 \square p 並 \square m 明 \square f \square f1 奉 \square f2 非敷。f1, f2 の区別が明瞭でない場合は f とする。1 は旧有声音、2 は旧無声音。以下数字を用いるものは同様)、 \square v 微 \square j 照知 \square č' 穿徹 \square č 床澄 \square ŋ' 娘 \square š \square š1 禪 \square š2 審 \square ž 日 \square j 精 \square c' 清 \square c 從 \square s 心 \square z 邪 \square ' 影 \square h \square h1 匣 \square h2 曉 \square ɣ 匣(合) \square y \square y1 喻 \square y2 影(幺) \square ' 喻(魚) \square r \square q \square h (visarga)

〈半母音〉 \square ü \square i
〈母音〉 \square u \square i \square e \square e \square o (母音 a の専用字はなく、音節初頭の子音のみで表記される。ローマ字に翻字する場合、母音 a は()を付して補写する。例えば、肝 gn→g(a)n)

萬戸一員，從四品，金牌。其官皆世襲，有功則陞之。每府設經歷一員，從七品；知事一員，從八品；提控案牘一員。鎮撫司，鎮撫二員，蒙古、漢人參用。上萬戸府正五品，中萬戸府從五品，俱金牌；下萬戸府正六品，銀牌。上千戸所，管軍七百之上。達魯花赤一員，千戸一員，俱從四品，金牌；副千戸一員，正五品，金牌。中千戸所，管軍五百之上。達魯花赤一員，千戸一員，俱正五品，金牌；副千戸一員，從五品，金牌。下千戸所，管軍三百之上。達魯花赤一員，千戸一員，俱從五品，金牌；副千戸一員，正六品，銀牌。彈壓二員，蒙古、漢人參用。上千戸所從八品，中下二所正九從九品內銓注。上百戸所，百戸二員，蒙古一員，漢人一員，俱從六品，銀牌。下百戸所，百戸一員，從七品，銀牌。」(中華書局版、元史八、2310-2312 頁)。

これとほぼ同様の記述が『大元聖政国朝典章』吏部卷之三官制三軍官にある。「上中下万戸府。上万戸府，七千軍之上。達魯花赤一員，万戸一員，副万戸一員。前件，達魯花赤、万戸俱作正三品，虎符；副万戸作從三品，虎符。中万戸府，五千軍之上。達魯花赤一員，万戸一員，副万戸一員。前件，達魯花赤、万戸俱作從三品，虎符；副万戸作正四品，金牌。下万戸府，三千軍之上。達魯花赤一員，万戸一員，副万戸一員。前件，達魯花赤、万戸俱作從三品，虎符；副万戸作從四品，金牌。上中下千戸所。上千戸所，七百軍之上。達魯花赤一員，千戸一員，副千戸一員。前件，達魯花赤、千戸俱從四品，金牌；副千戸作正五品，金牌。中千戸所，五百軍之上。達魯花赤一員，千戸一員，副千戸一員。前件，達魯花赤、千戸俱作正五品，金牌；副千戸作從五品，金牌。下千戸所，三百軍之上。達魯花赤一員，千戸一員，副千戸一員。前件，達魯花赤、千戸俱作從五品，金牌；副千戸作正六品，金牌。上下百戸。上百戸，七十名軍之上。百戸二員，蒙古人一員，漢兒人一員。前件，百戸二員俱作從六品，銀牌。下百戸，五十名軍之上。百戸一員。前件百戸一員作從七品，銀牌。」(『景印元本 大元聖政国朝典章』台北:国立故宫博物院,1976 年)。

『元史』によると、萬戸所、千戸所、百戸所は役所名で、萬戸、千戸、百戸は職名ということになり、上、中、下は役所名に冠するもののようである。もっとも『元典章』に百戸所はなく、上百戸、下百戸とする。照那斯圖・薛磊(2011)に掲載された官印によると、萬戸府とするもの 8、萬戸とするもの 0。千戸所とするもの 21、千戸とするもの 9。百戸所とするもの 2、百戸とするもの 63 (百戸 54、上百戸 7、下百戸 2) とある。百戸は職名であるとして、上百戸と下百戸が何を指すものか明瞭でない。しかしながら、本官印の「上百戸」については職名ではなかろうかと考えている。

まず、職名に正と副を冠す記述をみる。萬戸については『元史』卷九十二志第四十一下百官八に「水軍萬戸府。至正十三年十月，置水軍都萬戸府于崑山州，以浙東宣慰使納麟哈刺爲正萬戸，宣慰使董搏霄爲副萬戸」(中華書局版、元史八、2341 頁)とあり、千戸については『元史』卷八十六志第三十六百官二に「千戸所九翼，正千戸九員，副千戸九員」(中華書局版、元史七、2169 頁)とある。もっとも「副萬戸」「副千戸」とする例は多いが、「正萬戸」「正千戸」は少ない。百戸の例は知らない。

つぎに、職名に副を冠し正を略す記述をみる。『元史』卷八十五志第三十五上百官一に「通惠河運糧千戸所，秩正五品。掌漕運之事。至元三十一年始置。中千戸一員，中副千戸二員」(中華書局版、元史七、2132 頁)とある。中副千戸は中千戸の副官、中千戸は中千戸の長官であり長官に相当する正を冠していないと解してよい。この中千戸は、本官印の上百戸と語の構成は同じであり、中千戸を中千戸の長官と解したように、上百戸を上百戸の長官と

解すこともできよう。そこで、本印の背刻に目を転ずると「正百戸」とある。背刻の「正」は、最初から「正」であったとも、「上」であったものに後で2画加えたとも考えられるが、いずれにしても背刻は単純な誤記ではなく、上百戸の長官という意を込めて「正」を冠し、実用の上で有意味なものとして使用したと想像する。

三

漢語の音韻を表す禪母と審母の区別であるが、『蒙古字韻』は禪母 $\text{ㄣ} \text{š}1$ と審母 $\text{ㄣ} \text{š}2$ として字形の上で区別する。幾つかの碑文においても同様の区別がみられる²。『書史会要』所収のパスパ文字の字母表でも字形は崩れているが両者を区別する。しかしながら、上記以外の資料で両者を明瞭に区別するものは稀である。さて、印文の“上”は禪母字であるから『蒙古字韻』に従うならば $\text{š}1$ と翻字すべきであり、字形も $\text{ㄣ} \text{š}1$ であるが、本官印に於いては両者の区別を確認し得ない。そこで、両者を区別するための数字は付さずに š で翻字する。次に、漢語の音韻を表す喻母と影母の区別であるが、『蒙古字韻』は喻母 $\text{ㄣ} \text{y}1$ と影母 $\text{ㄣ} \text{y}2$ として字形の上で区別する。『書史会要』所収のパスパ文字の字母表でも字形は崩れているが両者を区別する。しかしながら、上記以外の資料で両者を区別する確実な資料を知らない³。さて、印文の“印”は影母字であるから『蒙古字韻』に従うならば $\text{y}2$ と翻字すべきであるが、本官印に於いては両者の区別を確認し得ない。そこで、上記の š と同様に両者を区別するための数字は付さずに y で翻字する。

最後に字形について触れておきたい。音節末の n は1行目の gon と geun 、3行目の yin にある。3行目の n の筆画が複雑に折れ曲がっており天地の字幅が広がっているのは、3行目に配置した文字成分が少ないため、全体とのバランスをとったためと考えられる。



² 「(定州)加封孔子制(三)」は両者を区別する。中村雅之(2014)の17頁および32頁参照。

³ 吉池孝一(2015)に、確実ではないが、両者の区別の可能性を示唆する記述がみえる。

【参考文献（発行年順）】

羅振玉(1916)『隋唐以来官印集存』民国五年。

照那斯圖(1977)「元八思巴字篆書官印輯存」『文物資料叢刊 I』北京:文物出版社。

照那斯圖(1980)「八思巴字篆体字母研究」『中国語文』1980年第4期,307-309,269頁。

邱樹森(2002)『元史辞典』済南市:山東教育出版社。

吉池孝一(2005)「パスパ文字の字母表」『KOTONOHA』37号,9-10頁。

吉池孝一(2009)「『書史会要』八思巴字字母表—音注惡と梵文 visarga—」『KOTONOHA』84号,13-16頁。

照那斯圖・薛磊(2011)『元国書官印彙釋』(中国蒙古学文庫)瀋陽市:遼寧民族出版社。

中村雅之主編(2014)『パスパ字漢語資料集覽』(KOTONOHA 単刊 8)愛知県:古代文字資料館。

吉池孝一(2015)「八思巴字官印集積—『隋唐以来官印集存』の湖陽等處武勇義兵百戸印—」『KOTONOHA』151号,25-26頁。

*本稿は平成 25 年・平成 27 年度科学研究費助成事業基盤研究(C)課題番号 25370488「遼金元清文字資料の研究—電子データ化を中心として—」の助成による成果の一部である。